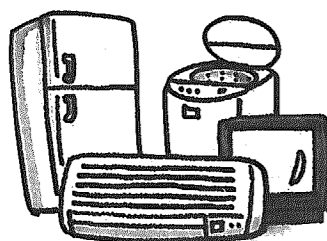


粗大ごみ 4月から家電4品目の取り扱いが変わります (対象：エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)



資源の有効利用の確保、廃棄物の減量と適正な処理を目指した「家電リサイクル法」が4月1日から実施されます。
これにより、再商品化にかかる費用の一部を消費者が負担することになります。
今後、家電4品目については、粗大ごみとして収集できなくなり、亀田焼却場への搬入もできなくなります。処分するときは、次のようにお願いします。

4月1日からの処分方法

- ①販売店に引き取ってもらう**
「同じ家電製品を買い替える販売店」や「過去に購入した販売店」で引き取ってもらいます。
※リサイクル料金と運搬料金が必要になります。
- ②不要になった家電4品目を製造業者の引取場所に、直接持ち込む。**
製造業者のグループごとに、引取場所が設定されます。
※リサイクル料金を郵便局であらかじめ支払ってから持ち込むこととなります。

製造業者のグループ	引取場所
松下電器・東芝など	(株)豊和商事新潟営業所 (新潟市美咲町2-2-63)
日立・三菱・三洋・シャープ・ソニーなど・製造業者等が不在のもの	日本通運(株)新潟海運支店 (新潟市万代3-8-10)

- ③販売店で引き取らない場合や、直接持ち込めないとき**
町民生活課にご相談ください。収集できる業者をご紹介します。
※リサイクル料金と運搬料金が必要になります。

家電リサイクル法の役割分担は、次のとおりです。

- 消費者は、料金を負担すること
料金の負担内容 (リサイクル料金はメーカーによって異なります)

<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><リサイクル料金></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン</td> <td>3,500円～</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>2,700円～</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫</td> <td>4,600円～</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>2,400円～</td> </tr> </tbody> </table>	<リサイクル料金>		エアコン	3,500円～	テレビ	2,700円～	冷蔵庫	4,600円～	洗濯機	2,400円～	+	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><運搬料></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売店が</td> <td>公表します</td> </tr> </tbody> </table>	<運搬料>		販売店が	公表します
<リサイクル料金>																
エアコン	3,500円～															
テレビ	2,700円～															
冷蔵庫	4,600円～															
洗濯機	2,400円～															
<運搬料>																
販売店が	公表します															

※消費税別

●消費者は、料金を負担すること
※運搬料は、販売店に直接お問い合わせください。

- 販売店は、消費者から引き取ること
※過去に販売したもの、同じ製品の買いかえの場合、消費者から引き取り、製造業者ごとの引取場所まで運搬する義務があります。
- 製造業者は、リサイクルすること
- 町は、リサイクルが円滑に行われるよう、啓発や指導を行います。

貴重な資源を有効にいかすために、みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

<問い合わせ>
町民生活課
電話 385-2111

国民健康保険の退職者医療制度

長い間勤めた会社や役所などを退職して、次の三つの条件にあてはまる人およびその扶養家族は、老人保健(70歳から)に移るまで、国民健康保険・退職者医療制度の被保険者として、8割給付(被扶養者の外來は7割)を受けることができます。

対象となる人

- ①国民健康保険に加入している人。
 - ②老人保健制度の適用を受けていない人。
- 退職者医療制度の対象は、次の条件すべてに該当する人とその被保険者です。

お医者さんにかかるときの医療費自己負担割合(表1)

区分	外來		入院	
	本人	被扶養者	本人	被扶養者
退職者	2割	2割	2割	2割
医療制度	3割	2割	3割	2割
一般の国保	3割	3割	3割	3割

対象となる年金制度(表2)

- 1 厚生年金保険
- 2 船員保険
- 3 恩給
- 4 国家公務員等共済組合
- 5 地方公務員等共済組合
- 6 私立学校教職員共済組合
- 7 農林漁業団体職員共済組合
- 8 旧令による共済組合の特別措置

加入するには

退職者医療制度に加入できるのは、「年金証書」が交付される

70歳以上になると(寝たきり等の人は65歳から)、ごなたも「老人保健制度」が適用され、定額もしくは定率の負担金だけで診療を受けることができます。これは、国民健康保険被保険者だけでなく、被用者保険の被保険者、および被扶養者すべてが適用される制度です。

70歳を迎える翌月から適用

老人保健制度が適用されるのは、70歳を迎える誕生日の翌月からになります。ただし、誕生日が1日の人は、その月から適用されます。

70歳になったら老人保健制度が適用されます。

退職者医療制度の被保険者、および被扶養者の保険料は、一般の被保険者の計算方法と同じ

退職者医療制度に該当すると思われる方は、町民生活課国民健康保険係までお尋ねください。

保険料は同じ

なお、同一世帯に一般の被保険者と退職被保険者がいる場合は、合算した額が世帯主に賦課されます。



受給者証と健康手帳を提示

老人保健制度の該当者には、「医療受給者証」と「健康手帳」が交付されます。医療機関に受診する際は、保険証とあわせて医療受給者証と健康手帳も窓口提示してください。

該当される方には、適用が開始される前月中に、手続きの案内を差し上げます。

今後、老人保健制度に変更があった場合は、広報等でお知らせします。

横越町チャイルドシート購入費補助制度

- ▼補助対象者
 - ・町内に在住する就学前の乳幼児のために、国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した町内在住の方。
- ▼補助額
 - ・チャイルドシート購入価格の2分の1(1000円未満の端数は、切り捨てた額)とし、1万円を限度とします。
- ▼補助金交付の手続き
 - ・補助金の交付を受けようとする方は、交付申請書を町民生活課に提出してください。
 - ・町は内容を審査し、決定・却下通知書を申請者に送付します。
- ▼補助金の交付決定を受けた方は、次に掲げる書類を添付して、実績報告書を町民生活課に提出してください。
 - (1)領収書
 - (2)品質保証書の写し
 - (3)チャイルドシートの製造元、品名が確認できる書類
- ▼補助金支払い方法
 - ・金融機関等の口座振込です。

国民健康保険や老人保健制度、チャイルドシート購入費補助制度についての不明な点は、町民生活課(☎385-2111)にお尋ねください。

●3月下旬に、家電4品目のみの特別収集を行います。処理(無料)を希望される方は、3月15日(木)までに、町民生活課(☎385-2111)へお申し込みください。